

毎週火、金曜日発行(ハ伍休風に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の期日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長、職務代理者

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の投票用紙の様式仮投票封筒、不在者投票封筒におすべ

き印、鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会の立場所、期日

◆選挙長告示 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の立会人のくじを行う場所、日時

会人のくじを行う場所、日時

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条

において準用する公職選挙法第三十三条第一項の規定に基き、鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙を昭和三十三

年八月八日に執行する。

なお、選挙をすべき委員の数は七人である。

昭和三十三年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和三十三年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

昭和三十三年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名 住 所 氏名
選挙長 鳥取市賀露町一、四八四 綱師 銀蔵

選挙長職 务代理者 東伯郡赤崎町大字赤崎二〇八 岩崎 秀雄

二 選挙長の執務場所
鳥取市東町九九 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第一号
昭和三十三年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の
委員選挙の選挙立会人の届出が十人を超えた場合における
選挙立会人のくじを行う場所及び日時を次のとおり定
める。

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙告白

昭和三十三年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 場 所 鳥取市東町九九

鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長
網師銀蔵
一場所 鳥取市東町九丸
鳥取県選挙管理委員会事務局
二日時 昭和三十三年八月六日 午後二時

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和三十二年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を、それぞれ次の通り定める。

時和三十三年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

こ う ほ し や し めい
候 補 者 の 氏 名
めい し よう
(名 称)

鳥取海区漁業調整委員会選舉投票

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印
当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

○
注

音